

名取市災害時協力井戸登録申出書

令和 年 月 日

名取市長 宛

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

下記の井戸について、名取市災害時協力井戸に係る登録に関する要綱(以下「要綱」という。)第3条の規定により、要綱第2条各号の要件を満たす井戸として、災害時協力井戸の登録を申請します。

また、要綱第5条の規定に基づき、登録した災害時協力井戸の内容が変更になる場合又は要綱第8条の規定に掲げる場合については、登録変更・解除申請を速やかに市長に提出します。

所有者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	電話番号 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ
管理者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	
	氏名	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ	氏名 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ
※井戸管理者が井戸所有者と別のときは、井戸所有者の了承を得てください。 <input type="checkbox"/> 井戸管理者の了承を得ている			
設置位置	<input type="checkbox"/> 宅地内(<input type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> その他 ()		
形態	形状	<input type="checkbox"/> 掘り抜き井戸(丸井戸) <input type="checkbox"/> 打ち抜き(打ち込み)井戸(管井戸) <input type="checkbox"/> 湧き水 <input type="checkbox"/> その他()	
	動力	<input type="checkbox"/> 手押し手動(<input type="checkbox"/> 手押しポンプ、 <input type="checkbox"/> つるべ式) <input type="checkbox"/> 手押しポンプと電動ポンプハイブリット <input type="checkbox"/> 電動(<input type="checkbox"/> 停電時の使用可能、 <input type="checkbox"/> 不可能) <input type="checkbox"/> 無し(自噴、湧き水等)	
使用状況	<input type="checkbox"/> 現在使用し、今後も引き続き使用を予定している <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 生活用水(<input type="checkbox"/> 洗濯、 <input type="checkbox"/> 掃除、 <input type="checkbox"/> 風呂、 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 事業(業務) <input type="checkbox"/> かんがい用水 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 使用していない		
水量	<input type="checkbox"/> 年中よく出る <input type="checkbox"/> 渇水時には枯れる <input type="checkbox"/> 不明		
<input type="checkbox"/> 登録後に井戸の所有地を公表することに同意します。 <input type="checkbox"/> 災害時に地域住民等が生活用水の提供を受ける際に、所有地に立ち入ることに同意します。			

《記入上の注意》

- 1 それぞれ該当するものにレ印をつけてください。
- 2 井戸管理者欄には、井戸所有者と井戸管理者が別の場合は、井戸登録に関して井戸管理者の了承を得ていただき、「井戸管理者の了承を得ている」にレ印をつけてください。
- 3 井戸の形状にある掘り抜き井戸(丸井戸)とは、手堀りなどで掘られた比較的浅い井戸をいい、打ち抜き(打ち込み)井戸(管井戸)とは、鉄管等を打ち込んだものをいいます。
- 4 水量の平均水量は、不明であれば記入不要です。
- 5 下記の要綱を確認のうえ記入してください。

名取市災害時協力井戸に係る登録に関する要綱(一部抜粋)

第2条 災害時協力井戸の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 井戸所有者等が存すること。
- (3) 次条に規定する登録の日現在において井戸を使用しており、引き続き使用を予定していること。
- (4) 井戸水を汲み上げるためのポンプ等があり、市民に給水できる井戸であること。
- (5) 市が指定する水質検査の基準に適合する井戸であること。

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする井戸所有者等は、次の事項に同意の上、名取市災害時協力井戸登録申出書(以下「登録申出書」という。)を市長に提出するものとする。

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、名取市災害時協力井戸登録解除申出書(以下「解除申出書」という。)を市長に提出するものとする。

- (1) 当該井戸の使用を停止又は廃止した場合
- (2) 当該井戸を譲渡した場合
- (3) 当該井戸の井戸水を市民に提供することができなくなった場合